

2022年9月30日
富士少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、以下の特別お取扱いをいたします。

1 保険料の払い込みについて

保険料を払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響により払い込みが困難になられた場合、保険料の払い込みを猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略することにより、簡易迅速なお取扱いをいたします。

【お問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120 - 888 - 701

(土日・祝日・年末年始等の休業日を除く午前8時30分～午後5時)

<災害救助法の適用状況>

災害救助法適用市町村	法適用	備考
【静岡県】 静岡市（しずおかし） 浜松市（はままつし） 沼津市（ぬまづし） 三島市（みしまし） 富士宮市（ふじのみやし） 島田市（しまだし）	令和4年 9月23日	災害救助法 施行令 第1条第1項第 4号適用

富士市（ふじし） 磐田市（いわたし） 焼津市（やいづし） 掛川市（かけがわし） 藤枝市（ふじえだし） 御殿場市（ごてんばし） 袋井市（ふくろいし） 裾野市（すそのし） 湖西市（こさいし） 御前崎市（おまえざきし） 菊川市（きくがわし） 牧之原市（まきのはらし） 駿東郡清水町（すんとうぐんしみずちょう） 駿東郡長泉町（すんとうぐんながいずみちょう） 榛原郡吉田町（はいばらぐんよしだちょう） 榛原郡川根本町（はいばらぐんかわねほんちょう） 周智郡森町（しゅうちぐんもりまち）	令和4年 9月23日	災害救助法 施行令 第1条第1項第 4号適用
---	---------------	------------------------------

(2022年9月24日公表)